

委任契約書

(被疑者用・タイムチャージ)

依頼者.....を甲とし，受任者.....弁護士 鐘ヶ江 啓
司.....を乙として，甲と乙とは次のとおり委任契約を締結する。

第1条 (当事者及び受任範囲)

甲は乙に対し，次の事件等の処理を委任し，乙はこれを受任する。

1 被疑者・少年

(氏名) _____

の(事件名) _____

被疑事件・少年事件の弁護活動。

2 委任の範囲

不起訴（処分保留釈放含む），不送致，被害届不提出等による事件終結，略式請求，または起訴されるまで。

第2条 (弁護士法の遵守)

乙は弁護士法に則り，誠実に委任事務の処理にあたるものとする。

第3条 (弁護士報酬・費用)

甲は乙に対し，乙が予め定める報酬基準に従い，下記のとおり時間制報酬金，実費を次のとおり支払うものとする。

1 第4条に定める時間制報酬の対象となる業務につき，

1時間あたり金5万円（消費税別，1分単位で計算）。

2 実費は現に支出した費用

第4条 (時間制報酬方式の運用)

時間制報酬の対象となる執務は、弁護士が法律事務を処理するために要する時間をいう。

1 (法律事務に含まれる事務の例)

法律相談、書面作成、捜査機関・裁判所への出頭（移動時間を含む。）、依頼者等との打合せ、依頼者宛の報告文書作成、被害者等との交渉、法律関係調査、事実関係調査（移動時間を含む。）等、弁護士が委任事務を遂行するにあたり合理的に必要なとされる業務一切

(法律事務に含まれない事務の例)

書面のコピー、郵便物の投函等

2 時間制報酬方式の預り金として、甲は乙に対して契約時に金50万円を預託するものとする。

3 時間制報酬方式の金額が不足した際には、甲は乙に対して適宜追加預り金の請求を行うものとし、乙はこれに応じて預り金を追加するものとする。

4 甲は、乙に対して執務時間と執務の概要を、概ね月1回の間隔で報告するものとする。但し、執務がない期間はこの限りではない。

第5条 (事件の処理中止、解約等)

1 この契約は、甲乙の信頼関係を基礎に維持・継続されるものであり、甲または乙において、理由を問わず、何時にても解約することができる。ただし、甲は、乙に対し既に支払った時間制報酬・実費の返還を求めることはできず、また、未払いの時間制報酬・実費があれば乙に支払わなければならない。

2 前項の場合は、甲又は乙は、相手方に対し適宜の方法で通知を

するものとし、解約通知が到達した時点で契約は解除されるものとする。

第6条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、乙は、弁護士報酬説明書（刑事事件用）に従い、解約時までにかかった時間で精算する。

第7条（預り金と報酬等の相殺）

事件終了時に乙が甲に対して返還すべき預り金を有していた場合、乙は、甲が乙に対して支払うべき第3条に定める金員を控除して交付することができる。

第8条（弁護士業務の適正の確保）

- 1 甲は、本件事件等の処理の依頼目的が犯罪収益移転に関わるものではないことを、表明し保証する。
- 2 前項の内容の確認等のため、乙が甲に対し、本人特定事項の確認のための書類を提示または提出するよう請求した場合、甲はそれに応じなければならない。
- 3 甲は、前項により確認した本人特定事項に変更があった場合には、乙に対しその旨を通知する。

第9条（暴力団排除条項）

- 1 乙は、甲が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体若しくはその関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下、「暴力団等」とする)であると判明した場合、又は暴力団等を利用していることが判明した場合には、本委任契約を解除できる。
- 2 乙は、甲が過去に暴力団等であったこと、又は甲が過去に暴力

団等であったものを利用していることが判明した場合、及び甲が将来暴力団等になった場合にも、本委任契約を解除できる。

3 本条第1項または第2項に基づく解除がされた場合、甲に乙に対して着手金・日当・実費等の名目の如何を問わず、既に支払った金銭等の返還請求や事件処理中止に伴う損害賠償請求等の一切の請求を行えないものとする。かつ、乙は甲に対して、事件を成功（無罪又は甲に最も有利な結果）とみなしての報酬請求ができるものとする。

第10条（守秘義務解除条項）

乙は、示談交渉にあたり、甲の事件に対する供述、余罪の有無・内容、甲の前科及び刑罰の見通し等につき、示談交渉に必要な限度で被害者に内容を開示することがある。甲はあらかじめこれを承諾する。

第11条（事件処理方針）

1. 乙は法令及び弁護士職務基本規程を遵守し、誠実に事件を処理する。
2. 捜査機関に対する法的手段、請求内容は甲乙協議の上決定する。被害者との交渉方法・法的構成・刑事訴訟手続遂行方法（申立書の表現、証拠提出、証人尋問の申請等）については、甲は乙の専門家としての合理的な判断に委ねるものとする。
3. 乙は、事件の進行に併せて、甲に対し適宜報告、協議を行うものとする。
4. 乙は、甲に対して、乙の執務時間が平日10時00分から17時であること及び時間外の対応はできないことを伝え、甲はこれを了解した。
5. 乙は、甲に対して、乙には税金についてのアドバイスをできる能力がないこと、税金に関する問題は一切責任を負わないことを伝え、甲

